

○多摩市街路樹よくなるプラン改定委員会設置要綱

平成29年4月10日多摩市告示第274号

多摩市街路樹よくなるプラン改定委員会設置要綱

(設置)

第1条 多摩市「街路樹よくなるプラン」(街路編)(以下「プラン」という。)に定められた街路樹の維持管理計画を実施することにより明らかになった課題の解決に向け、プランの見直しを行うため、多摩市街路樹よくなるプラン改定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) プランの見直し及び改定案の検討に関すること。
- (2) 多摩市(以下「市」という。)の街路樹のあり方の検討に関すること。
- (3) 街路樹管理方針の検討に関すること。
- (4) プランの実施計画の検討に関すること。
- (5) その他街路樹の管理に関し多摩市長(以下「市長」という。)が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者(以下「委員」という。)をもって構成する。

- (1) 学識又は専門的技術に関する知識を有する者 7人以内
 - (2) 市内に在住し、若しくは在勤する者又は市内の大学に在学する者 3人以内
- 2 委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成31年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員会の会議は、委員長が主宰する。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会の会議は、原則として公開する。
- 5 委員長は、会議に際し、原則として会議録を作成する。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、会議に際し、必要に応じて関係者の出席を求め意見若しくは説明を聴き、又は必要な調査を行うことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市整備部道路交通課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、公示の日から施行する。
- 2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。